

精神障害者就労及び相談支援部会 実績報告

(令和2年12月末現在)

1 開催回数

身体・知的障害者就労支援部会との合同開催 計2回

2 部会員の構成

区職員5人、精神科医師2人、障害者施設法人代表者15人
2頁「精神障害者就労及び相談支援部会会員一覧」のとおり

3 実施内容

(1) 精神障害者就労及び相談支援部会：活動休止

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、令和3年1月8日から東京都が再び緊急事態宣言の対象地域に指定されるなど、収束の見通しが立っていない。このような状況下で、健康部（保健所）は、障害者総合支援法に基づく業務の維持・継続を図りつつ、公衆衛生の最前線で医療検査体制の確保や疫学調査、在宅療養者の支援を行うなど総力をあげて取り組んでいる。このため、健康部（保健予防課）主催の部会及び研修会等については、当面の間、活動を休止する。

(2) 福祉部との合同実施

- ・第1回精神障害者就労支援部会
書面開催：令和2年7月31日
- ・第2回精神障害者就労支援部会
書面開催：令和2年1月26日～〈予定〉

4 今後の方向性

第1回推進協議会において、「身体・知的障害」と「精神障害」を分けて部会を設けることの意義を出しにくくなっていること、また、障害のある方の包括的な支援体制を充実させていくために、身体・知的障害者支援関係者を交えたネットワークの構築、社会資源（施設・事業者）の相互利用等を図る必要があることの2点を取りあげた。このことを踏まえて、令和2年度は、福祉部主催の「身体・知的障害者就労支援部会」（書面開催）の合同実施、「身体・知的障害者相談支援部会」に精神障害者支援の社会福祉法人等が参加することによって、事実上の部会統合及び情報共有を図ることができた。

今後とも、障害者施策の推進に向けて、福祉部と連携しながら一体的に取り組んでいく。

精神障害者就労及び相談支援部会員一覧（令和2年度）

No.	所属機関等	役職等	就労支援	相談支援	備考
1	葛飾区健康部保健予防課	部会長 葛飾区健康部保健予防課長	○	○	
2	葛飾区健康部金町保健センター	副部会長 金町保健センター所長	○	○	R2代表者変更
3	あおとメンタルクリニック	精神科医師	○	○	
4	立石こころクリニック	精神科医師	○	○	
5	社会福祉法人アムネかつしか 地域活動支援センター コパン	指定相談支援事業者	—	○	
6	NPO法人SIEN 相談支援事業所さい	指定相談支援事業者	—	○	
7	社会福祉法人アムネかつしか 地域活動支援センター もっく	指定相談支援事業者	—	○	
8	株式会社フタバ介護サービス フタバ介護サービス	指定相談支援事業者	—	○	
9	NPO法人おおぞら会 相談支援センター おおぞら	指定相談支援事業者	—	○	
10	合同会社 みやざきケアプランニング 花しょうぶ指定特定相談支援事業所	指定相談支援事業者	—	○	
11	社会福祉法人アムネかつしか 就労支援施設 ビオラ	就労支援施設代表者	○	—	
12	社会福祉法人アムネかつしか あすなろの家	就労支援施設代表者	○	—	
13	社会福祉法人アムネかつしか さくらハウス	就労支援施設代表者	○	—	
14	社会福祉法人アムネかつしか 第2あすなろの家	就労支援施設代表者	○	—	
15	合同会社 1st-planning ファーストプランニング	就労支援施設代表者	○	—	※
16	UpDraft 合同会社 アップドラフト	就労支援施設代表者	○	—	※
17	一般社団法人 テイクハート テイクハート 青戸	就労支援施設代表者	○	—	※
18	株式会社 オフィス華 レッツ・エンジョイ	就労支援施設代表者	○	—	※
19	一般社団法人ライフステップ グリーンカフェ	就労支援施設代表者	○	—	R2新
20	葛飾区福祉部西生活課	葛飾区福祉部西生活課 相談係長	—	○	R2代表者変更
21	葛飾区福祉部東生活課	葛飾区福祉部東生活課 相談係長	—	○	
22	葛飾区健康部青戸保健センター	葛飾区健康部 青戸保健センター保健サービス係長	○	○	R2代表者変更
	葛飾区健康部保健予防課 保健予防係長	事務局	○	○	
	葛飾区健康部保健予防課 保健予防係	事務局	○	○	
	葛飾区健康部保健予防課 保健予防係	事務局	○	○	R2新

【開催方針】

これまで、精神障害者就労支援及び相談支援部会を開催していましたが、今後は「障害者支援」の視点に立ち、身体・知的障害の就労支援部会、相談支援部会と合同開催をしてまいります。

障害者支援の課題を共有し、共に取り組んでいくため、区内事業者にも広く声掛けを行ってまいります。

令和2年度は、主に精神障害者支援に該当する事業者を一覧に加えています。

※身体・知的障害者就労支援部会会員

精神障害者就労及び相談支援部会設置要領

平成19年8月3日

19葛保保第308号

保健所所長決裁

(設置)

第1条 葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱(平成19年3月30日付18葛福障第931号区長決裁。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、葛飾区障害者施策推進協議会部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、要綱第2条第1項第2号に係る次の事項を所掌する。

- (1) 就労継続支援等の支給決定期間満了に伴う更新の可否の判断及び就労継続支援事業者への意見付与
- (2) 個別利用計画作成費を支給している困難ケースの計画とサービス支給利用者支援の適切性の検証及び改善案の提示並びに相談支援事業者等への意見付与
- (3) 相談支援事業実績報告の運営評価及び相談支援事業者等への意見付与
- (4) その他、専門的、個別的な事例の対応についての協議、調整

(構成)

第3条 部会は、別表に掲げる者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

(会長等)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、保健予防課長とする。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、保健センター所長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の内容に応じて、部会員の中から必要な者に限定して招集することができる。

(会員以外の者の出席等)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 部会長は、葛飾区障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)会長に対し、部会における作業等の内容を報告するとともに、協議会に報告し承認を得る。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成19年8月3日から施行する。

この要領の改正は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

葛飾区障害者施策推進協議会「精神障害者就労及び相談支援部会」

保健予防課長	部会長
保健センター所長	副部会長
保健予防課保健予防係長	
保健予防課精神保健担当保健師（1名）	
保健センター精神保健担当保健師（1名）	
東西生活課職員（各1名）	
精神科医師（2名）	
区内就労支援施設代表者（各事業所から1名）	
区内指定相談支援事業者（各事業所から1名）	